平成２５年（フ）第２２８号
茨城県水戸市千波町2556番地の２
破産者　株式会社イメリーコーポレーション
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
群馬県前橋市南町３丁目21番地11　アドヴァンスナガイⅡ　602号
破産者　櫻井　和男
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
群馬県前橋市富士見町時沢100番地１
破産者　有限会社エイブルレジャー
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉146番地７
破産者　有限会社コンパス
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
埼玉県狭山市大字水野708番地の８
破産者　外尾　和巳
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７９号
東京都国分寺市富士本３丁目13番地１都営富士本三丁目アパート２―102
破産者　名倉　祐美
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３３号
新潟県五泉市青橋838番地１
破産者　株式会社ル・ジュール
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７０号
新潟県五泉市村松甲1829番地
破産者　有限会社大和屋
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７２号
新潟市中央区笹口２丁目２番地20―601、商業登記簿上の本店所在地新潟県長岡市城内町３丁目８番地７
破産者　株式会社新潟アドセンター
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
新潟県新発田市緑町２丁目４番20号
破産者　新発田タクシー株式会社
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６９号
岐阜県各務原市那加長塚町１丁目81番地
破産者　尾関　光政
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
岐阜市早田東町４丁目４番地
破産者　株式会社佐藤車輛
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
岐阜市則武西２丁目３番８号　コーポハイブリッジ202号室
破産者　佐藤　国昭
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１号
岐阜市福光西３丁目２番６号　ハイネス瑞穂203号室
破産者　安藤めぐみ（旧姓松岡）
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３５号
愛知県犬山市大字橋爪字末友56番地　ソレーユ20Ｓ101、開始決定時の住所岐阜県各務原市鵜沼南町１丁目28番地　青空ハイツ105号
破産者　大沢　達也
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１５号
岐阜県大垣市上石津町牧田4538番地
破産者　株式会社中山道路建設
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
静岡県沼津市本字千本1910番地の112
破産者　有限会社やまと看板
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５３５号
静岡県磐田市掛塚1141番地
破産者　大雅堂製本有限会社
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
静岡県磐田市岩井1907番地の244
破産者　有限会社貝塚防錆
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
滋賀県守山市吉身３丁目５番９―104号
破産者　びわこ不動産有限会社
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７３号
滋賀県守山市吉身３丁目５番９―104号
破産者　びわこ造園有限会社
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４号
最後の住所滋賀県守山市今浜町2620番地99琵琶湖アーバンリゾートＩ番館833号
破産者　被相続人亡三谷信夫相続財産
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部